

平成6年8月31日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市国際交流会館条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条の規定により熊本市国際交流会館（以下「会館」という。）の施設等を使用しようとする者は、熊本市国際交流会館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、ホールにあっては使用日の属する月前12月に当たる月の初日から、ホール以外の施設にあっては使用日の属する月前12月に当たる月の2日から行う。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、会館の施設等の使用を許可したときは、熊本市国際交流会館使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、駐車場の使用については、入庫の際に交付する熊本市国際交流会館駐車券（別記様式）をもって使用許可書に代えるものとする。

（平8規則30・平12規則12・平14規則72・平16規則57・平20規則27・令5規則18・一部改正）

(使用中止の届出及び使用許可の取消し)

第3条 会館の施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめたときは、熊本市国際交流会館使用中止届を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出は、ホールにあっては使用日前30日までに、ホール以外の施設にあっては使用日の前日までに提出しなければならない。

3 市長は、使用者が条例第6条第1項の規定に該当すると認めるときは、熊本市国際交流会館使用許可取消（停止）通知書を使用者に交付するものとする。

（平14規則72・平16規則57・平20規則27・令5規則18・一部改正）

(使用許可変更の申請)

第4条 使用者は、使用開始前に会館の使用許可に係る軽微な事項を変更しようとするときは、熊本市国際交流会館使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 使用開始前に使用許可に係る使用日時又は使用施設を変更しようとする者は、1回に限り、前項に規定する申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請書は、使用日の前日までに提出しなければならない。ただし、前項に規定するホールに係る使用日時又は使用施設の変更については、使用日前30日までに提出しなければならない。
- 4 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条の規定による許可を受けた際に納めなければならない。

(平20規則27・追加、令5規則18・一部改正)

(使用変更許可書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、熊本市国際交流会館使用変更許可書を使用者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(平20規則27・追加、令5規則18・一部改正)

(附属設備使用料)

第6条 会館の附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(平20規則27・旧第4条繰下)

(使用料の納付)

第7条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、駐車場使用者は出庫の際、駐車料金を納付するものとする。

(平20規則27・旧第5条繰下)

(使用料の減免申請)

第8条 条例第7条第4項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市国際交流会館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則27・追加、平24規則174・令5規則18・一部改正)

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市国際交流会館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第8条第1号又は第2号に該当するとき 既納使用料の全額
- (2) 条例第8条第3号に該当するとき 既納使用料の額から使用料の5割に相当する額を控除した額
- (3) 条例第8条第4号に該当するとき 既納使用料の額から利用料金の額を控除した額  
(平20規則27・旧第6条繰下・一部改正、平20規則90・令5規則18・一部改正)  
(休館日)

第10条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで  
(平16規則2・平17規則73・一部改正、平20規則27・旧第7条繰下)

(使用時間の範囲)

第11条 会館の施設を使用できる時間は、午前9時から午後10時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後10時30分まで）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平16規則57・全改、平20規則27・旧第8条繰下・一部改正)

(入場料等を徴収する場合において規則で定める場合)

第12条 条例別表第1(1)施設使用料の表備考2に規定する入場料その他これに類するものを徴収する場合において、規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 不特定多数の入場者から入場料の徴収を行う場合
- (2) 不特定多数の入場者から入場の対価として実費に相当する額を超えて会費、賛助金、寄附金等を徴収する場合

(平20規則27・追加)

(商業活動等をする場合において規則で定める場合)

第13条 条例別表第1(1)施設使用料の表備考2に規定する商業活動その他これに類する活動をする場合において、規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とす

る。

- (1) 第16条第4号ただし書の規定に基づき、商品の広告、宣伝又は販売のために使用する場合
- (2) 営利団体等（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人をいう。以下同じ。）が自ら講習会に使用する場合
- (3) 営利団体等が顧客又は株主のための文化講演会、観劇会又は演奏会に使用する場合
- (4) 演奏会の開催者がその参加者から参加の対価として実費に相当する額を超えて参加費を徴収する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

（平20規則27・追加）

（特別な設備の許可）

第14条 条例第10条ただし書の規定により、使用者が会館に特別な設備をしようとするときは、熊本市国際交流会館特別設備許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、熊本市国際交流会館特別設備許可書を使用者に交付するものとする。

（平20規則27・旧第9条繰下・一部改正、令5規則18・一部改正）

（毀損滅失届）

第15条 使用者は、会館の施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市国際交流会館施設等毀損（滅失）届を市長に提出しなければならない。

（平20規則27・旧第10条繰下・一部改正、平24規則174・令5規則18・一部改正）

（使用者の遵守事項）

第16条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (2) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 施設内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 使用許可を受けない室及び器具を使用しないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。

(7) 条例第9条の規定に該当する者の入館を禁止し、又は退場を命ぜられた者を退場させ、若しくはその再入館を拒否すること。

(8) 使用開始前に会館職員との打合せを十分に行うこと。

(平14規則84・一部改正、平20規則27・旧第11条線下・一部改正、令5規則18・一部改正)

(指定管理者が満たすべき基準)

第17条 条例第16条第2項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する外国人の支援に関する実績を有していること。

(2) 国際化を図る団体との連携ができること。

(3) 災害時における会館の避難所利用その他の緊急時の外国人支援に対応できる体制がとれること。

(4) 当該団体の有する専門的な技術の承継を行えること。

(5) 透明性の高い運営が行えること。

(6) 当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規則その他の書類を有し、適切な運営ができること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(平30規則73・追加)

(指定申請書に添付する書類)

第18条 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）

(3) 当該団体の直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）

(4) 条例第16条第2項第4号に規定する基準を満たすことを説明する書類

(5) 市税滞納有無調査承諾書

(6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則73・追加、平20規則27・旧第12条線下、平24規則174・一部改正、平

30規則73・旧第17条繰下・一部改正)

(利用料金の承認の申請)

第19条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(平20規則90・追加、平30規則73・旧第18条繰下)

(利用料金の納付)

第20条 利用料金の納付については、第4条第4項及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平20規則90・追加、平30規則73・旧第19条繰下)

(利用料金の後納)

第21条 条例第20条第4項ただし書の規定により後納とすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体に準じる団体が使用する場合であつて、市長が特に必要があると認めたとき。
- (3) 施設等の使用の際、附属設備に係る利用料金を新たに納付すべき事由が発生し、使用者が当該利用料金を前納することが困難と認められる場合

(平20規則90・追加、平30規則73・旧第20条繰下)

(利用料金の減免)

第22条 条例第20条第5項の規定により利用料金を減免することができる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(平20規則90・追加、平30規則73・旧第21条繰下)

(利用料金の還付)

第23条 条例第20条第6項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項第5号の規定により使用許可が取り消され、又は、使用停止が命じられたことにより会館の使用ができない場合 既納利用料金の全額
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由により会館の使用ができない場合 既納利用料金の

全額

- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出た場合 既納利用料金の額から利用料金（次号に該当する場合にあっては、改定後の利用料金）の5割に相当する額を控除した額
  - (4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金の額を超えるとき 既納利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額
- 2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

（平20規則90・追加、平30規則73・旧第22条繰下）

（協定に定める事項）

第24条 条例第21条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平17規則73・追加、平20規則27・旧第13条繰下、平20規則90・旧第18条繰下・一部改正、平24規則174・一部改正、平30規則73・旧第23条繰下）

（書類の様式）

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（令5規則18・追加）

(雑則)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則73・旧第12条繰下、平20規則27・旧第14条繰下、平20規則90・旧第19条繰下、平30規則73・旧第24条繰下、令5規則18・旧第25条繰下)

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月30日規則第30号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月18日規則第43号)

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第12号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日規則第84号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月20日規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日規則第57号)

1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年9月30日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。



附 則（平成20年3月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第14条の前に2条を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第8条の規定は、平成20年6月1日以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請のあった使用料の減免については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第4条及び第5条の規定は、平成20年6月1日以後に申請される使用許可の変更について適用し、同日前に申請のあった使用許可の変更については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年10月3日規則第90号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日規則第174号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日規則第18号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第6条関係）

（平9規則43・全改、平12規則12・平14規則16・平14規則72・平24規則174・  
平30規則73・令5規則18・一部改正）

(1) 器具類

種目	品名	単位	1回の使用料
大道具類	平台	1枚	150円
	金びょうぶ	1双	1,000円
	銀びょうぶ	1双	1,000円
	緋毛せん	1枚	300円
	上敷	1枚	200円
	地がすり	1枚	750円
	指揮台	1式	300円
	譜面台	1台	50円
	箱馬	1個	50円
	開き足	1台	100円
	めくり台	1台	200円
	山台座布団	1枚	100円
	ポータブルステージ	1台	600円
	演台（花台及び司会者台付）	1台	500円
	国旗（布製）	1枚	300円
	市旗（布製）	1枚	300円
	ホールステージバトン	1本	100円
	幕類	ジョーゼット幕	1式
黒幕		1枚	800円
中割幕		1枚	800円
照明器具類	ホリゾンライト(U)	1列	1,000円
	ホリゾンライト(L)	1列	1,000円
	ボーダーライト	1列	700円
	サスペンションライト	1列	1,000円
	スポットライト(1KW)	1台	300円
	スポットライト(500W)	1台	200円
	パーライト(1KW)	1台	300円
	パーライト(500W)	1台	200円
	エフェクトマシン	1台	1,000円

	ミラーボール	1台	1,000円
	タワーベース	1台	100円
	ITO	1台	800円
	カラーフィルター (大判)	1枚	50円
	先玉	1個	100円
	ピンスポット	1台	1,000円
音響器具 類	ワイヤレス受信機	ICH	1,000円
	コンデンサーマイク	1本	800円
	ダイナミックマイク	1本	500円
	カセットデッキ	1台	1,000円
	CDプレーヤー	1台	1,000円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,000円
	ステージスピーカー	1台	1,000円
	マイクスタンド	1本	100円
	拡声装置 (ホール)	1式	2,000円
	拡声装置 (会議室等・ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,000円
	エフェクター	1式	1,000円
	音響調整卓	1台	1,000円
	映写器具 類	ホール用スクリーン	1張
仮設スクリーン		1台	300円
プロジェクター (移動式)		1台	1,000円
プロジェクター (ホール専用)		1台	4,000円
研修室1操作卓		1式	1,000円
DVDプレーヤー (モニター付)		1式	800円
ブルーレイディスクプレーヤー (モニター付)		1式	800円
モニター (カメラ一体型マイクスピーカー付)		1式	2,000円
楽器類	ピアノ	1台	3,000円
同時通訳 装置類	同時通訳装置	1式	10,000円
その他の	展示パネル	1枚	100円

器具類	丸テーブル	1台	300円
	長机	1台	100円
	椅子	1脚	50円
	囲碁	1式	200円
	将棋	1式	200円
	持込器具	1KWまで ごとに	300円

備考 使用の回数は、条例別表第1(1)施設使用料の表の1使用時間区分の使用を1回として算定する。

(2) 冷暖房設備

施設名	単位	使用料
ホール	1時間までごとに	2,000円

別記様式(第2条第4項関係)

 熊本市国際交流会館駐車券

TEL :

年 月 日( )

入庫番号

入庫時刻

年 月 日 時 分

車両番号

別記様式（第2条第4項関係）

（平20規則27・全改、平24規則174・一部改正、令5規則18・旧様式第3号・一部改正）